

令和6年度 行政書士試験総評解説

<総評>

気になる合格率は、過去10年では、8.2%～15.7%であり、概ね10%から12%の範囲に収まっているが、10%をかなり超える年もある。

本年度5肢択一は全体として、難易度がややさがった前年・前々年よりも難易度が上がり、例年よりもやや難易度は上がっている。

配点が多く最も気になる法令記述の問44（行政法）は、「取消訴訟」からの出題であった。

問45（民法）は、動産売買先取特権からの出題である。

問46（民法）は、登記請求権の債権者代位からの出題である。

なお、最後まで受講した受講生であれば記述60点満点で40点は得点できるものと思われる。

組合せ問題は法令5問（前年11問）、基礎知識1問（前年4問）出題されてはいるが、正解率の下がる個数問題は0問（前年0問）だった。

一方、基礎知識は、新科目からは、行政書士法1問と住民基本台帳法1問の合計2問でした。これにより、政治経済社会は2問減って、合計5問となった。前年並みの難易度である。最低点の6問は取れるものと思われる。

1以下に科目別の総評を行う。

【法令択一】

「憲法」は、判例文をしっかり押さえる必要があり、内容的にはさらに難化している。

合否を決める「行政法」は19問（地方自治法を含む）。全体を見ると例年並みのレベルといえるので、得点源とすべきである。

「行政手続法」は例年通り3問出題されたが、問11の宅建業法の問題は難解だが、その他は、難易度は低い。

「行政不服審査法」も例年通り3問出題され、難易度は低い。

「行政事件訴訟法」は例年ベースの3問であり、例年ベースの難易度である。

「国家賠償」から2問出題、「損失補償」からは未出題。例年ベースの難易度である。

「地方自治法」は3問出題された。オーソドックスの箇所からの出題であり、例年より取りやすかったと思われる。

「民法」は前年に比較して全体的に難易度が上がっている。

問28「無効・取消し」と問31「保証」は、条文からの出題であり、難易度は低い。

問33「組合」は、条文問題であるが、オーソドックスな分野ではなく、落とした方は多いのではないかと。

これ以外は、判例からの出題であり、難易度は高い。

「商法・会社法」は例年同様に4問が会社法からの出題であった。商法は出題頻度が多い商行為ではなく、よく出題される設立から出題がなかった。ほとんどが条文からの出題であり、今後はこの科目である程度を取る必要がある。

【法令多肢選択】

例年同様「憲法」1問、「行政法」2問出題。憲法・行政法ともに例年以上に難易度が高い。

【法令記述】

例年通り「行政法」1問、「民法」2問となった。「行政法」は「行政事件訴訟法」からの出題である。

「民法」は、前年は「物権」「債権」の2問であったが、本年も同じである。

問44は、取消訴訟と記載されているので、書きやすかったと思われる。

問45は、先取特権は、抵当権に比べて学習量が少ないので、書けない可能性がある。

問46は、代位行使の問題である。難易度は低い。

記述問題は、最低40点は取れるレベルである。

【基礎知識】

問52「行政書士法」と問53「住民基本台帳法」は、難易度は低い。

情報関係について、問54と問55は、この分野に詳しくないと難解である。問56「デジタル庁」は、行政法の問題でもあり、問57「個人情報保護法」は、難易度は低い。

「文章理解」は、前年と同レベルで難易度が低い。3問は正解が可能であるレベルである。

【学習指針】

従来判例問題は多く、本年度は特に難解な判例問題が多く出題されている。

一方、行政法を中心に正確な条文知識があれば、正解できる問題も多い。

当然のことながら、まずは条文をしっかりと読み込み、条文知識が固まれば判例をおさえていくことである。

<採点基準予想>

来年1月の合格発表まで合格基準は公表されないが、前年同様の基準と予想される。

法令択一	4点×40問=160点	基礎知識択一	4点×14問=56点
法令多肢選択	8点×3問=24点		
法令記述	20点×3問=60点		
法令合計	244点	総合計	300点

■法令記述は部分点があります。採点は2点刻みで行われています。

■多肢選択式は、空欄1箇所正解につき2点配点されます。

☆合格点 180点以上（法令122点以上、かつ、基礎知識24点以上）

□基礎知識が24点未満の場合、法令記述は採点されません。

【参考】平成26年度試験では唯一合格ラインが166点に下げられたことがある。

資格スクール大栄